

岩手県福祉・消費生活関連相談 拠点施設（仮称）整備基本計画

令和6年2月

岩手県環境生活部

岩手県保健福祉部

目 次

	頁
はじめに	1
I 施設の概要	
1 福祉総合相談センター	
(1) 施設の設置目的及び沿革	2
(2) 施設の概況	6
2 県民生活センター	
(1) 施設の設置目的及び沿革	8
(2) 施設の概況	8
II 施設の運営状況	
1 福祉総合相談センター	
(1) 児童相談	10
(2) 女性相談	10
(3) 障がい者相談	11
(4) 精神保健福祉相談等	12
2 県民生活センター	
(1) 消費生活相談	13
(2) 交通事故相談	14
(3) 消費者教育関連セミナー	14
III 現状と課題	
1 福祉総合相談センター	
(1) 施設全般	15
(2) 児童相談所	16
(3) 婦人相談所	17
(4) 身体障害者更生相談所	17
(5) 知的障害者更生相談所	17
(6) 精神保健福祉センター	17
2 県民生活センター	18

※ 福祉総合相談センター…岩手県福祉総合相談センター
県民生活センター…岩手県立県民生活センター

IV 改築整備の基本方針

1 共通事項

(1) 基本的な考え方……………20

(2) 整備方針……………20

2 福祉総合相談センター……………20

3 県民生活センター……………21

V 改築整備の基本計画

1 整備予定地……………22

2 施設の規模等……………23

3 整備内容……………24

VI 整備スケジュール……………25

はじめに

岩手県福祉総合相談センター（以下「福祉総合相談センター」という。）は、開設前に単独で設置していた中央児童相談所や婦人相談所などの各相談所を集約するとともに、精神衛生センターを新設の上、昭和48年に現有施設が立地する盛岡市本町通に開設した（当時の名称は岩手県福祉相談センター）。現在は、児童相談所、婦人相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所及び精神保健福祉センターにより構成される本県の社会福祉行政における相談機能を有する総合的機関として、各種相談対応や児童・女性の一時保護、専門研修、普及啓発活動等の業務を実施している。

岩手県立県民生活センター（以下「県民生活センター」という。）は、昭和45年に開設した岩手県立消費生活センターを改称の上、昭和59年に現有施設が立地する盛岡市中央通に新築移転し、消費生活相談や交通事故相談をはじめ、消費者教育・普及啓発や生活関連物資・物価に関する情報提供、商品テストの実施など、県民生活に密接に関わる消費生活関係全般の業務を実施している。

両センターを開設してからこれまでの間、社会福祉分野においては、複雑化・困難化している児童虐待相談の件数が増加傾向にあり、また、自殺死亡率が全国の中で高い傾向にある。消費生活分野においては、新型コロナウイルス感染症や自然災害に便乗した悪質商法、デジタル化の進展に伴う電子商取引やSNSをきっかけとするトラブルなどの相談も多く、消費生活相談件数が依然として高い水準で推移しており、これらの課題に対応する本県の社会福祉行政と消費者行政の中核的機能を担う機関として、両センターの必要性や役割はいつそう高まってきている。

一方、福祉総合相談センターは建設から50年が、県民生活センターは建設から39年が経過し、施設の経年劣化や相談件数の増加に伴う相談室の不足、業務の拡大等に対応する職員の増加に伴う執務スペースの狭隘化など、現有施設に関する様々な課題が生じている。

このような中、福祉総合相談センターは、虐待を受けてきた児童やDV被害女性、障がい判定が必要な知的障がい者などからの相談に対応し、様々な困難を抱える相談者の支援や相談従事者の専門研修を行っている。また、精神保健福祉分野では、相談者の救済・保護・支援等を行っているほか、岩手県自殺対策推進センターと岩手県ひきこもり支援センターの役割を担い、地域精神保健福祉行政の専門的・技術的支援機関として、地域の関係機関への技術支援やこころの相談電話の設置、各種当事者支援のグループ活動や家族教室等を実施している。

また、県民生活センターは、消費生活や交通事故に関する相談、多重債務者などからの相談に対応しており、福祉総合相談センターと県民生活センターを複合施設として同じ建物内に整備することにより、県民生活に密接に関連する福祉・消費生活分野における相談機能のワンストップ化・充実を図り、県民一人ひとりの幸福を守り育てる社会づくりに寄与しようとするものである。

県ではこれまで、福祉総合相談センターと県民生活センターの整備検討委員会を設置し、一体的整備に向けた検討を行ってきたところであり、これまでの検討内容を踏まえ、整備の基本となる方向性を示すため、今般、福祉総合相談センターと県民生活センターの整備基本計画を策定し、今後は本計画に基づき、移転整備に向けた取組を推進していくものとする。

I 施設の概要

1 福祉総合相談センター

(1) 施設の設置目的及び沿革

① 設置目的

下記の機関により構成する、本県の福祉分野における総合的な相談施設として設置しているもの。

- ・ 児童相談所（設置根拠：児童福祉法）
- ・ 婦人相談所（設置根拠：売春防止法）
- ※ 令和6年4月1日からは困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）に基づく女性相談支援センター
- ・ 身体障害者更生相談所（設置根拠：身体障害者福祉法）
- ・ 知的障害者更生相談所（設置根拠：知的障害者福祉法）
- ・ 精神保健福祉センター（設置根拠：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）

② 沿革

現施設は、昭和48年当時に分散していた各相談所（中央児童相談所、婦人相談所、精神薄弱者更生相談所及び身体障害者更生相談所）を集約するとともに、精神衛生センターを新設の上、総称名を「岩手県福祉相談センター」と称して昭和48年7月に設置したものの。

【岩手県福祉総合相談センターの変遷】

○ 児童相談所

昭和23年3月1日	岩手県児童相談所を設置（県児童課と共有） 盛岡市平山小路に付属一時保護所を設置
	職員構成 相談所 所長1、相談員3、鑑別員1、看護婦1、書記2、嘱託医1 一時保護所 所長兼務、指導員3、書記2 児童福祉司 相談所1、西磐井地方事務所1、下閉伊地方事務所1
昭和24年6月	庁舎落成 県児童課と共用、2階に一時保護所移転
昭和24年7月	児童福祉司 1名増（気仙地方事務所）
昭和25年1月	児童福祉司 1名増（九戸地方事務所）
昭和25年8月	児童福祉司 1名増（稗貫地方事務所）
昭和26年4月12日	宮古児童相談所の設置に伴い中央児童相談所に改称
昭和27年7月	法改正に伴い児童福祉司の身分が相談所員となる
昭和27年7月14日	県定数条例の規定による職員数の変更 所長1、相談員3、判定員1、看護婦1、庶務2、指導員2、炊事婦1、児童福祉司5
昭和28年4月	県児童課が県庁舎に移転し、厚生課と合併して福祉課に改称
昭和30年9月30日	地方事務所を廃止して民生課を福祉事務所と改称、児童福祉司の駐在 地が福祉事務所となる 児童福祉司2名増（胆沢福祉事務所、二戸福祉事務所）
昭和32年4月1日	県機構改革により相談所3係制（庶務、相談判定、一時保護）となる
昭和35年4月1日	次長制導入（庶務係長兼務）
昭和37年4月1日	専任庶務係長を設置 児童福祉司2名増（岩手紫波福祉事務所、和賀福祉事務所）
昭和41年4月1日	職員1名増（相談員）
昭和43年4月16日	盛岡市上ノ橋町6-51に庁舎を移転

昭和 45 年 4 月 1 日	職員 1 名減（主事）
昭和 45 年 6 月 27 日	盛岡市本町通三丁目 19-1 に庁舎を移転
昭和 45 年 8 月 1 日	当直補助員（非常勤）3 名配置、炊事婦（非常勤）1 名増
昭和 46 年 4 月 1 日	庶務係 1 名増（主事）
昭和 47 年 4 月 1 日	職員 3 名増（相談員、児童指導員、心理判定員）、炊事婦（非常勤）を業務委託に変更 国の基準による B 級となる
昭和 47 年 7 月 14 日	盛岡市名須川町 21-1 に庁舎を移転
昭和 48 年 4 月 1 日	職員 2 名増（主任保健婦、判定係長）
昭和 48 年 6 月 20 日	福祉相談センター（盛岡市本町通三丁目 19-1）に庁舎改築移転
昭和 48 年 7 月 1 日	事務嘱託（非常勤）1 名、ボイラー技師（業務委託）1 名配置
昭和 49 年 4 月 1 日	・ 3 係制（庶務、相談判定、一時保護）から、相談判定係を判定係と相談係に分離の上、4 係制とする ・ 主任児童福祉司の職名を専門児童福祉司と改称 ・ 判定係、相談係各 4 名となる
昭和 50 年 4 月 1 日	職員 1 名増（心理判定員）
昭和 51 年 4 月 1 日	職員 2 名増（心理判定員、運転技士）
昭和 53 年 4 月 1 日	職員 1 名増（児童指導員 1 名増、心理判定員 1 名減、専門児童福祉司 1 名増）
昭和 55 年 4 月 1 日	一関児童相談所の設置に伴い職員定数 6 名減 （心理判定員 1 名、児童指導員 2 名、児童福祉司 3 名）
昭和 57 年 4 月 1 日	児童福祉司 1 名減、相談調査員 1 名増
昭和 58 年 4 月 1 日	調理員（業務委託）とボイラー技師（業務委託）を期限付に変更
昭和 58 年 7 月 1 日	調理員（期限付）を非常勤に変更、ボイラー技師（期限付）を業務委託に変更
昭和 59 年 4 月 1 日	専門児童福祉司の職名を上席児童福祉司に改称
昭和 60 年 4 月 1 日	定数 1 名減（調理員→非常勤）
平成元年 4 月 1 日	・ 県機構改革により総務課（庶務係、一時保護係）、相談支援課（相談調査係、判定指導係、児童福祉司）の 2 課制に改編 ・ 総務課長を庶務係長兼務、相談支援課長を上席児童福祉司兼務としたほか、これまで判定係に所属していた保健婦を一時保護係に、相談員の相談調査員を 1 名減とし、心理判定員 1 名増となる ・ この結果、各係員が次のとおりとなる（定員 31 名） （庶務係 5 名（主事 1 名増、庶務係長欠員で総務課長兼務） 一時保護係 9 名（保健婦 1 名増） 相談調査係 3 名（相談調査員 1 名減） 判定指導係 7 名（保健婦 1 名減、心理判定員 1 名増） 児童福祉司 6 名、児童福祉司 1 名減、相談調査員 1 名増 上席児童福祉司 1 名は相談指導課長兼務）
平成 2 年 4 月 1 日	・ 岩手県福祉相談センター内に事務所を設置 ・ 生活福祉部 3 公所（身体障がい者更生相談所、精神薄弱者更生相談所及び婦人相談所）の庶務事務（歳入歳出予算の収入・支出及び物品の管理に関する事務）を中央児童相談所が処理することに伴う庶務係 1 名増 ・ 庶務係は 6 名となる（庶務係長は総務課長兼務） ・ 児童福祉司パート 6 名のうち 1 名は相談調査員であったが、平成 2 年 4 月 1 日をもって児童福祉司職として発令されたため、上席児童福祉司 3 名（うち相談指導課長兼務 1）、児童福祉司 3 名の構成となる（定員 32 名）

平成3年10月1日	家庭支援電話相談事業を実施するため、電話相談室（子育てテレフォン）を設置し、専任の電話相談員3名を配置
平成4年4月1日	電話相談員が1名増となり4名体制となる
平成8年4月1日	運転技士1名減（定員31名） 電話相談員が2名増となり6名体制で休日の相談にも対応可能となる
平成12年4月1日	児童虐待対応協力員を配置 ※平成14年4月1日からは児童保護相談員に変更
平成13年4月1日	婦人相談所、身体障がい者更生相談所、知的障がい者更生相談所、精神保健福祉センターと統合し、岩手県福祉総合相談センターとなる
平成13年10月1日	一時保護児童心理専門員を配置
平成14年4月1日	配偶者暴力相談支援センターを指定、DV電話相談員4名を配置、児童虐待専任の児童福祉司2名を配置
平成17年4月1日	・児童女性部児童女性課を児童相談課に、相談支援課を女性相談課に改称 ・係制を廃止して担当グループ制を導入 ・児童福祉司4名増員
平成20年4月1日	児童福祉司1名増、障がい保健福祉司主査1名増
平成22年4月1日	児童福祉司兼児童心理司（県北広域振興局駐在）1名増、児童保護調査員（非常勤専門）1名増、婦人一時保護所児童対応指導員（非常勤）1名増
平成23年4月1日	児童虐待対応補助（臨時職員）1名配置
平成23年5月19日	被災児童対応補助（臨時職員）1名配置
平成24年4月2日	緊急雇用対策補助（臨時職員）1名配置
平成28年4月1日	・児童福祉司1名増 ・一時保護児童指導員補助兼当直専門員が2名増となり6名体制となる
平成29年4月1日	児童福祉司3名増
平成29年4月25日	嘱託弁護士4名任用（非常勤嘱託員）
平成30年4月1日	児童福祉司3名増、児童心理司2名増、学習指導協力員（非常勤職員）1名増、県北広域振興局駐在（児童福祉司）1名増
平成31年4月1日	児童女性部児童相談課を児童相談第一課（児童虐待相談）と児童相談第二課（児童相談・心理相談）の2課体制に改編 〔児童相談担当課長1名増、児童福祉司3名増、児童心理司2名増、県北広域振興局駐在（児童福祉司）1名増〕
令和元年9月1日	児童福祉司1名増
令和2年4月1日	児童福祉司4名増（里親養育支援児童福祉司1名含む）、児童心理司2名増、主事1名増
令和3年4月1日	児童福祉司3名増、児童心理司1名増
令和4年4月1日	児童福祉司2名増、県北広域振興局駐在（児童心理司）1名増
令和5年4月1日	児童福祉司3名増、児童心理司1名増 県北広域振興局駐在（児童心理司）1名増

○ 婦人相談所

昭和32年4月1日	岩手県身体障がい者更生相談所（盛岡市内丸86-1）の一部に設置して業務を開始
昭和32年12月12日	2階増築のため岩手県みどり会協議会の一部に移転
昭和33年3月24日	2階増築工事完了、2階を一時保護所として業務を開始
昭和40年3月19日	盛岡赤十字病院寮跡（盛岡市内丸18-23）に移転
昭和43年2月1日	生活学園の調理室（盛岡市本町通3丁目8-40）を借受
昭和43年7月1日	婦人保護施設「山賀荘」（盛岡市山岸2丁目5-3）の2階の一部を借り受けて一時保護所を移転
昭和44年7月12日	生活学園の事務室（盛岡市本町通3丁目8-40）の一部を借受
昭和45年6月26日	盛岡保健所跡（盛岡市本町通3丁目19-1）に移転
昭和47年7月14日	盛岡給食会（盛岡市名須川町21-1）の一部を借受
昭和48年6月20日	岩手県福祉相談センター内（盛岡市本町通3丁目19-1）に移転
平成3年6月1日	一時保護所を移転
平成13年4月1日	中央児童相談所、身体障がい者更生相談所、知的障がい者更生相談所、精神保健福祉センターと統合し、岩手県福祉総合相談センターとなる

○ 身体障害者更生相談所

昭和27年11月1日	身体障害者福祉法の規定により岩手県福祉部民生部内に開設
昭和28年7月25日	盛岡市内丸86-1に移転
昭和35年4月1日	岩手県身体障害者更生指導所の開設に伴い、同施設内（盛岡市緑ヶ丘2丁目4-60）に併設移転
昭和48年6月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県福祉相談センター内（盛岡市本町通3丁目19-1）に移転 ・身体障害者更生指導所は、肢体不自由児施設「都南の園」に併設
平成5年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者福祉法の改正に伴い、当更生相談所に身体障がい者福祉司を2名配置 ・身体障がい者更生援護施設入所調整会議を設置
平成8年4月1日	身体障害者手帳交付事務の所管開始
平成13年4月1日	中央児童相談所、婦人相談所、知的障がい更生相談所、精神保健福祉センターと統合し、岩手県福祉総合相談センターとなる
令和2年4月1日	身体障がい者更生相談所の機能を県立療育センター内に移転し、職員4名を矢巾町駐在として配置

○ 知的障害者更生相談所

昭和35年11月1日	知的障害者福祉法の規定により、知的障がい者の援護のための相談や判定、指導を行う機関として、岩手県身体障がい者更生指導所（盛岡市緑ヶ丘地内）に併設して業務を開始
昭和48年7月1日	岩手県福祉相談センター内（盛岡市本町通3丁目19-1）に移転
平成11年4月1日	精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律の規定により、名称を「精神薄弱者更生相談所」から「知的障がい者更生相談所」に改める。
平成13年4月1日	中央児童相談所、婦人相談所、身体障がい者更生相談所、精神保健福祉センターと統合し、岩手県福祉総合相談センターとなる

○ 精神保健福祉センター

昭和48年 3月30日	精神衛生センター条例公布（岩手県条例第35号）
昭和48年 7月 1日	岩手県福祉相談センター内（盛岡市本町通 3丁目19-1）に精神衛生センターを設置
昭和50年10月 1日	デイ・ケア開設
昭和55年10月 1日	酒害相談指導事業を開始
昭和60年 7月 1日	心の健康づくり推進事業を開始
昭和63年 7月 1日	岩手県精神保健センターに改称
平成 7年 7月 1日	岩手県精神保健福祉センターに改称
平成13年 4月 1日	中央児童相談所、婦人相談所、身体障がい者更生相談所、知的障がい更生相談所と統合し、岩手県福祉総合相談センターとなる
平成14年 4月 1日	心の健康相談員（非常勤） 1名配置
平成18年 4月 1日	自殺予防支援コーディネーター（非常勤） 1名配置
平成21年 4月 1日	岩手県自殺予防情報センターの設置 自殺対策補助（臨時職員） 1名配置
平成21年 8月 1日	岩手県ひきこもり支援センターの設置
平成23年 4月 1日	ひきこもり相談支援員（非常勤） 2名配置、緊急雇用対策補助（臨時職員） 1名配置
平成23年 6月20日	緊急雇用対策補助（臨時職員） 1名配置
平成24年 4月 1日	自殺対策強化補助（臨時職員） 2名配置
平成28年 4月 1日	岩手県自殺予防情報センターを岩手県自殺対策推進センターに改称 自殺対策強化補助（臨時職員） 2名増員
令和 2年 4月 1日	ひきこもり相談支援員（会計年度任用職員） 1名増
令和 2年 9月 7日	依存症に係る相談拠点に指定

(2) 施設の概況

① 土地

所在地番	地目	面積
盛岡市本町通三丁目392番	宅地	3,765.19m ²

② 建物

建物名称	構造	階数	建築年月日	建築面積	延べ面積
庁舎	RC	地上4階、地下1階	昭和48年7月5日	743.26m ²	3,230.95m ²
車庫	S	地上1階	昭和48年7月5日	72.00m ²	72.00m ²
車庫	S	地上1階	昭和52年2月25日	37.62m ²	37.62m ²

③ 工作物

用途	構造	取得年月日	数量
内外柵	RC	昭和48年7月5日	66.90m
フェンス	S	昭和48年7月5日	102.90m ²
自転車置場	鋼鉄	昭和48年7月5日	1.00個
自転車置場	鋼鉄	昭和48年7月5日	1.00個
テレビ共聴設備	金属	昭和48年2月20日	1.00個
側溝	C	昭和58年1月28日	1.00個
案内標識	S	平成元年7月24日	1.00個
案内標識	S	平成元年7月24日	1.00個
案内標識	S	平成元年7月24日	1.00個
油タンク	鋼鉄	昭和58年6月1日	1.00個

構内外灯	鋳鉄	平成24年 3 月15日	7.00個
非常用発電	その他	平成24年 3 月29日	1.00基
山形雲梯	金属	昭和63年 2 月25日	1.00個
鉄棒	金属	昭和63年 3 月25日	1.00個
シーソー	金属	平成17年 3 月31日	1.00個
ブランコ	金属	平成22年 3 月22日	1.00個
カーポート	金属	平成15年12月 1 日	1.00個
カーブミラー	金属	昭和55年 1 月16日	1.00個



2 県民生活センター

(1) 施設の設置目的及び沿革

① 設置目的

県民生活に関する啓発活動、教育、相談等を行うことにより、県民生活の安定及び向上を図ることを目的とし、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 10 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する消費生活センターとして設置しているもの。

② 沿革

昭和 45 年 4 月 1 日	岩手県立消費生活センターとして開設（盛岡市愛宕町 8 番 22 号） ・所管業務は消費生活、商品テスト及び消費者啓発・教育 ・総務部県民生活課が所管
昭和 48 年 4 月 1 日	福祉部厚生援護課に移管（S50. 8. 1 同部消費生活課所管）
昭和 54 年 4 月 1 日	地方県民室（盛岡地方を除く）に消費生活サブセンターを設置 ・盛岡地方県民室に消費生活センター分室を設置
昭和 59 年 8 月 10 日	岩手県立県民生活センターに改称、新築移転（盛岡市中央通三丁目 10 番 2 号）
昭和 61 年 4 月 1 日	生活福祉部県民生活課に移管 ・消費生活サブセンター及び消費生活センター分室を廃止 ・地方振興局の生活（総務）福祉部（盛岡を除く）に消費生活相談室を設置 ・水沢の相談室に江刺分室、宮古の相談室に岩泉分室を設置 ・交通事故相談を所掌
平成 9 年 4 月 1 日	生活環境部総務生活課に移管 ・各消費生活相談室を振興局総務部の所管に移行
平成 10 年 3 月 31 日	江刺と岩泉の分室を廃止
平成 11 年 4 月 1 日	本庁の消費者行政分野が県民生活センターに移管
平成 13 年 4 月 1 日	環境生活部環境生活企画室に移管 ・消費生活相談室が振興局企画総務部に移管
平成 17 年 4 月 1 日	消費者施策の総合的企画調整は環境生活企画室（平成 21 年～県民くらしの安全課）、消費者施策の実施は県民生活センターに移管 ・県民生活センターの日曜開所の実施（H18. 4. 1 土・日開所の実施）
平成 22 年～平成 25 年	市町村等のセンター開設により消費生活相談室を順次廃止 ・H22. 3. 31 花巻、釜石、二戸 ・H23. 3. 31 県南本局（奥州）、遠野、一関、千厩、県北本局（久慈） ・H24. 3. 31 北上、大船渡
平成 25 年 3 月 31 日	宮古の消費生活相談室を廃止 ・これにより県の消費生活相談窓口は県民生活センターに集約

(2) 施設の概況

① 土地

所在地番	地目	面積
盛岡市中央通三丁目10番2	宅地	2,663.06㎡

② 建物

建物名称	構造	階数	建築年月日	建築面積	延べ面積
庁舎	R C	地上 3 階	昭和59年 8 月 1 日	800.29㎡	2,023.37㎡
車庫	S	地上 1 階	昭和59年 8 月 1 日	33.93㎡	33.93㎡
自家発電機室	S	地上 1 階	昭和59年 8 月 1 日	8.00㎡	8.00㎡

③ 工作物

用途	構造	取得年月日	数量
自転車置場	S	昭和59年8月1日	2.00個
フェンス	鋼鉄	昭和59年8月1日	118.50m
キュービクル	鋼鉄	昭和59年8月1日	1.00個
受水槽	F R P	昭和59年8月1日	1.00個
外灯	鋼鉄	昭和59年8月1日	5.00個
屋外掲示板	金属	昭和59年8月1日	1.00個
側溝	R C	昭和59年8月1日	52.00m



II 施設の運営状況

1 福祉総合相談センター

(1) 児童相談の状況

① 児童相談受付件数の状況

児童相談所における直近 10 年間の児童相談の相談種別受付件数は下表のとおりであり、令和 4 年度の合計相談件数は 2,076 件と、平成 25 年度の 1,104 件から 972 件増加（188%増加）している。

相談種別でみると、近年は虐待相談が最も多くなっており、令和 4 年度は 1,065 件と全体の 51.3%を占めている。

種別	養護相談		うち虐待相談		保健相談		障害相談		非行相談		育成相談		その他相談		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
H25	332	30.1	191	17.3	0	0.0	600	54.3	35	3.2	92	8.3	45	4.1	1,104	100.0
H26	432	31.7	301	22.1	2	0.1	611	44.9	50	3.7	167	12.3	99	7.3	1,361	100.0
H27	491	32.9	401	26.9	0	0.0	639	42.9	60	4.0	121	8.1	180	12.1	1,491	100.0
H28	717	40.9	626	35.7	0	0.0	588	33.5	59	3.4	108	6.2	281	16.0	1,753	100.0
H29	865	48.3	742	41.4	0	0.0	573	32.0	75	4.2	170	9.5	109	6.1	1,792	100.0
H30	971	52.9	824	44.9	1	0.1	587	32.0	50	2.7	156	8.5	71	3.9	1,836	100.0
R1	1,053	52.3	838	41.6	2	0.1	581	28.9	70	3.5	242	12.0	65	3.2	2,013	100.0
R2	1,122	54.0	899	43.3	6	0.3	599	28.8	65	3.1	200	9.6	85	4.1	2,077	100.0
R3	1,349	58.7	1,128	49.1	0	0.0	601	26.2	46	2.0	203	8.8	98	4.3	2,297	100.0
R4	1,123	54.1	1,065	51.3	0	0.0	631	30.4	40	1.9	136	6.6	146	7.0	2,076	100.0

※ 全相談件数のうち虐待相談の占める割合

(福祉行政報告例 第44表)

② 一時保護児童数の推移

児童相談所における直近 10 年間の一時保護児童数は下表のとおりであり、一時保護実児童数が平成 30 年度に過去最多の 213 人となってからは 200 人程度で推移している。

(単位：件)

区分	一時保護（所内）		一時保護（委託）		合計	
	実児童数	延児童数	実児童数	延児童数	実児童数	延児童数
H25	86	2,156	42	1,190	128	3,346
H26	106	2,681	52	1,110	158	3,791
H27	110	1,938	56	1,246	166	3,184
H28	93	1,830	60	1,366	153	3,196
H29	98	2,039	73	1,334	171	3,373
H30	113	2,039	100	1,809	213	3,848
R1	118	1,759	77	2,353	195	4,112
R2	113	1,430	86	2,016	199	3,446
R3	104	2,307	92	2,268	196	4,575
R4	105	2,099	65	2,416	170	4,515

(福祉総合相談センター業務概要)

(2) 女性相談の状況

① 女性相談受付件数の推移

婦人相談所における直近 10 年間の女性相談の受付件数は下表のとおりであり、合計件数が平成 26 年度に過去最多の 3,890 件となったが、近年は減少傾向にあり、令和 4 年度は 1,599 件となっている。

(単位：件)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
来所相談	2,257	2,784	1,958	2,140	1,800	2,097	1,288	1,100	1,272	1,157
電話相談	959	1,106	1,288	1,167	1,243	1,463	1,334	979	486	442
合計	3,216	3,890	3,246	3,307	3,043	3,560	2,622	2,079	1,758	1,599

(子ども子育て支援室調べ)

② 一時保護人数の推移

婦人相談所における直近10年間の一時保護人数は下表のとおりであり、一時保護人数の合計が平成26年度に過去最多の117人となったが、近年は減少傾向にあり、令和4年度は22人となっている。

(単位：人)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
要保護女子	55	60	36	35	32	34	18	13	12	10
同伴児	51	57	30	34	15	28	24	7	11	12
合計	106	117	66	69	47	62	42	20	23	22

(子ども子育て支援室調べ)

③ 障がい者相談の状況

① 身体障がい者相談の状況

身体障害者更生相談所における直近10年間の相談受付件数は下表のとおりであり、おおむね年間4,000件前後で推移している。

また、更生医療や補装具の適合等に係る判定件数は減少傾向にあるものの、近年は年間2,700件前後となっている。

【相談件数】

年度	取扱人員 (人)	相談内容(件)							計
		更生医療	補装具	職業	施設	生活	その他		
H25	4,467	796	1,616	40	70	59	1,909	4,490	
H26	4,188	581	1,524	18	48	29	1,994	4,194	
H27	4,391	511	1,853	9	21	66	1,953	4,413	
H28	4,470	525	2,086	3	15	12	1,849	4,490	
H29	4,252	454	1,913	1	7	16	1,870	4,261	
H30	4,092	310	1,895	2	1	6	1,898	4,112	
R1	3,980	326	1,963	2	0	6	1,695	3,992	
R2	3,896	305	1,808	0	0	8	1,790	3,911	
R3	4,043	331	1,634	1	2	15	2,080	4,063	
R4	3,966	305	1,728	0	2	0	1,951	3,986	

(福祉総合相談センター業務概要)

【判定件数】

(単位：件)

年度	判 定 内 容							
	医学的判定			心理判定	職能判定	その他	計	判定書交付
	手帳交付	更生医療	補装具					
H25	31	594	1,439	0	0	1,169	3,233	2,007
H26	9	447	1,504	0	0	1,213	3,173	1,946
H27	26	423	1,468	0	0	1,167	3,084	1,880
H28	14	514	1,640	0	0	1,125	3,293	2,099
H29	7	433	1,531	0	0	991	2,962	1,957
H30	10	307	1,489	0	0	991	2,797	1,795
R1	9	328	1,456	0	0	831	2,624	1,790
R2	2	314	1,215	0	0	1,114	2,645	1,531
R3	4	310	1,106	0	0	1,328	2,748	1,420
R4	5	288	1,072	0	0	1,184	2,549	1,366

(福祉総合相談センター業務概要)

② 知的障がい者相談の状況

知的障害者更生相談所における直近10年間の相談受付件数は下表のとおりであり、来所相談は平成25年度をピークとして、巡回相談は平成26年度をピークとして減少傾向にある。

(単位：件)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
総数	1,232	1,289	1,025	860	804	918	780	737	879	798	
来所 (書類)	1,077 (679)	1,051 (547)	828 (391)	662 (270)	617 (229)	741 (296)	642 (288)	575 (325)	731 (406)	678 (450)	
巡回	155	238	197	198	187	177	138	162	148	120	
構成比 (%)	来所 (書類)	87.4 (55.1)	81.5 (42.4)	80.8 (38.1)	77.0 (31.4)	76.7 (28.5)	80.7 (32.2)	82.3 (36.9)	78.0 (44.1)	83.2 (46.2)	85.0 (56.4)
	巡回	12.6	18.5	19.2	23.0	23.3	19.3	17.7	22.0	16.8	15.0

(福祉総合相談センター業務概要)

(4) 精神保健福祉相談等の状況

① 精神保健福祉相談受付件数の推移

精神保健福祉センターにおける直近10年間の精神保健福祉相談受付延べ件数は下表のとおりであり、来所相談は平成26年度の1,010件をピークに減少し、平成29年度以降は、ほぼ横ばいで推移している一方、電話相談は平成29年度以降8,000件前後で推移しており、合計件数では令和2年度に過去最高の9,522件となるなど、平成29年度以降、おおむね年間8,000件を超える相談に対応している。

(単位：件)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
延べ来所 相談件数	675	1,010	977	658	423	469	544	475	479	550
延べ電話 相談件数	3,464	4,689	5,313	7,168	8,022	7,339	8,515	9,047	8,019	7,640
合計	4,139	5,699	6,290	7,826	8,445	7,808	9,059	9,522	8,498	8,190

(福祉総合相談センター業務概要)

② 精神医療審査会における審査件数の推移

直近10年間の医療保護入院の審査件数は、おおむね年間1,200件前後で推移している。また、退院請求等については、年間30件程度で推移している。

(単位：件)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
医療保護入院届	1,166	1,191	1,408	1,309	1,377	1,289	1,354	1,311	1,285	1,212
定期病状報告	525	519	464	499	458	465	489	489	482	474
退院請求	18	24	22	21	17	12	16	24	27	20
処遇改善請求	4	1	15	9	3	2	0	1	3	4

(福祉総合相談センター業務概要)

③ 自立支援医療（精神通院医療）等審査会議における審査件数の推移

精神保健福祉手帳の審査件数は、直近10年間で2倍以上増加している。また、自立支援医療に関する審査件数も増加傾向にある。

(単位：件)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
精神保健福祉手帳	1,746	2,036	2,067	2,330	2,483	2,776	2,996	3,079	3,626	3,857
自立支援医療	10,292	8,700	10,887	9,145	12,001	10,277	12,344	6,720	11,815	12,898

(福祉総合相談センター業務概要)

2 県民生活センター

(1) 消費生活相談の状況

県民生活センターにおける直近10年間の消費生活相談受付件数は下表のとおりであり、近年は2,500件前後で推移している。

(単位：件)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
岩手県	3,182	2,912	3,023	2,804	2,861	2,674	2,335	2,560	2,244	2,473
市町村	7,473	7,606	7,449	6,929	7,182	7,425	7,173	7,003	6,831	7,535
合計	10,655	10,518	10,472	9,733	10,043	10,099	9,508	9,563	9,075	10,008

(注)「岩手県」の件数は県民生活センター、「市町村」の件数は市町村の消費生活センター等で受理したもの。
(岩手県における消費生活相談の概要)

(2) 交通事故相談の状況

県民生活センターにおける直近 10 年間の交通事故相談受付件数は下表のとおりであり、近年は 300 件から 400 件程度で推移している。

(単位：件)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
件数	719	623	624	461	456	398	472	452	689	337

(県民生活センター集計)

(3) 消費者教育関連セミナーの実施状況

県民生活センターにおける直近 10 年間の消費者教育関連セミナーの実施回数及び参加人数は、下表のとおりである。

令和 3 年度までは、実施回数は 80 回から 100 回程度、参加人数は 6,000 人前後で推移してきたが、令和 4 年度は成年年齢の引下げに伴う高校生を対象としたセミナー等の実施により、令和 3 年度と比べていずれも増加した。

(単位：回数、人数)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
回数	66	78	84	81	84	106	98	87	101	141
人数	4,962	5,510	5,896	6,203	6,177	7,087	6,045	4,910	6,302	8,015

(県民生活センター集計)

Ⅲ 現状と課題

1 福祉総合相談センター

(1) 改築整備の必要性

① 建物性能

福祉総合相談センターの庁舎は、昭和48年の建設から50年が経過し、経年劣化による老朽化が著しいため、壁や床にひび割れや剥離が発生しているほか、雨漏りや窓枠の歪み等に起因した気密性の低下に伴う冷暖房効率の悪化等により、ランニングコストが増加する要因となっている。

また、段差があるほか階段が急勾配となっているなど、施設の構造が障がい者や高齢者へ十分に配慮されていないため、来所相談される利用者をはじめ、職員が業務を行う上で安全・安心の確保が不十分な状態となっており、早急に安全性や利便性が高く、効率的な運営が可能な施設の整備が必要である。

【参考：平成以降における主な営繕工事の実施状況】

(単位：円)

年度	工事名	工事費
H1	案内標識設置工事	820,910
H3	ブラインド取替工事	1,235,485
H4	屋上防水その他改修工事	18,640,940
H5	受水槽等改修工事	24,399,670
H5	昇降機設備改修工事	20,600,000
H6	介護実習普及センター（整備事業）改修工事	4,635,000
H7	改修等（建築）工事	60,255,000
H7	改修等（電気設備）工事	
H7	改修等（機械設備・エアコン設置等）工事	
H8	外壁等改修工事	57,700,600
H10	庁舎4階窓改修工事	2,205,000
H11	放送設備等改修工事	7,374,150
H11	庁舎3階、4階窓改修工事	781,200
H11	庁舎4階窓改修工事	1,837,500
H12	冷房設備設置工事	24,135,300
H12	4階窓改修工事	2,415,000
H12	間仕切り等改修工事	2,842,780
H12	電話設備改修工事	2,467,500
H16	喫煙室設置工事（現在：オムツ交換授乳室）	950,250
H21	ビル陰共聴施設改修工事	1,155,000
H21	一時保護所洗面所改修工事	735,000
H23	外壁タイル修繕工事	1,785,000
H23	設備改修（電気設備）工事	13,104,000
H23	設備改修（機械設備）工事	15,739,500
H23	一時保護所トイレ改修工事	945,000
H23	街路灯更新工事	2,516,850
H23	冷房設備設置工事	2,108,400
H24	3階屋上防水修繕工事	1,050,000

年度	工事名	工事費
H24	地下重油タンク修繕工事	2,415,000
H24	一時保護所厨房石油給湯器更新等工事	525,000
H25	冷房設備設置工事	2,415,000
H25	都市ガス管入替工事	1,585,500
H27	庁舎屋外污水管改修工事	3,437,100
H27	庁舎東側ブロック塀改修工事	691,200
H27	一時保護所雑品庫改修工事	756,000
H27	正面玄関自動ドア装置交換修繕	721,440
H29	一時保護所間仕切改修工事	540,000

② 施設の狭隘化

支援ケースの複雑化・困難化への対応や、自殺対策、ひきこもり支援のための機能強化により児童福祉司等の専門職員の増員を図ってきたことに伴い、執務室が手狭となっているほか、書類保管スペースが不足している状況にあるため、職員数に応じた執務環境を確保する必要がある。

また、相談件数等の増加に伴い、相談室や判定室等が慢性的に不足しており、施設内他機関の空室を活用し対応している状況であることや、待合スペースを共有しているため、相談者等が関係者や知人と遭遇し、秘匿性が損なわれるおそれがあり、プライバシー保護の観点から、各機関専有の設備を整備する必要がある。

【参考：児童福祉司の配置数（4月1日時点）】

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
人数	12	12	14	15	17	20	25	28	29	32
前年度からの増減	0	0	+2	+1	+2	+3	+5	+3	+1	+3

※他職種との兼任を含む（県北駐在を除く）

(2) 児童相談所

① 個別的ケアが困難な一時保護所の改善

現在の一時保護所の居室5部屋（定員20名）は、相部屋を前提とした構造であることから、被虐待や非行、発達障がいなど様々な背景を持つ児童に対して個別の対応が十分にできる環境となっていないため、国の「一時保護ガイドライン（平成30年7月厚生労働省子ども家庭局長通知）」に基づく居室の個室化への対応や、児童福祉法の規定に基づく「児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）」に規定する児童一人当たりの居室面積（4.95㎡/人以上）の確保など、家庭における養育環境と同様の環境を整備する必要がある。

② 感染症対策

新型コロナウイルス感染症等の感染症が疑われる一時保護児童について、発熱等の症状があり受診や検査等を行った場合は、結果が出るまでの間、個室対応としているが、浴室やトイレは共有せざるを得ない状況であるため、感染症

拡大防止の観点から、専用の設備を整備し、他の入所児童と動線を分ける必要がある。

(3) 婦人相談所

一時保護所が遠隔地に所在しているため、各種支援に当たり被保護者自身の移動を要する状況にあり、移動に伴うDV加害者からの追跡や再被害のおそれがあることから、リスクの軽減及び職員の業務負担軽減による支援体制の充実を図るため、一元的に管理できる体制を整備する必要がある。

(4) 身体障害者更生相談所

平成25年3月、「岩手県におけるリハビリテーションのあり方に関する懇談会」がまとめた「リハビリテーション施設の機能と連携強化のあり方について」の提言を受け、令和2年4月、身体障害者更生相談所の機能を県立療育センター内に「矢巾町駐在」として移転したところであるが、盛岡圏域北部市町の来所相談や、視覚、聴覚などの一部の医学判定は、福祉総合相談センターで対応しているため、利用者の利便性を考慮し、現体制を維持していく必要がある。

(5) 知的障害者更生相談所

① 判定室におけるスペースの不足

知能検査等に使用する判定室が狭隘であるため、車いすやバギー利用者の出入りや、障がいの程度が重く、行動障害がある方の特性を把握するための行動観察が困難な状況となっているため、障がいの特性に配慮したスペースを確保する必要がある。

② 医学判定室

精神保健福祉センター診察室と共用しているため、利用希望の時間帯が重複することが多く、調整に苦慮していることから、個別に設置する必要がある。

③ プレイルーム

各種機能訓練等に使用するプレイルームが設置されていないため、他の部屋を代用しているが、各種機能訓練が円滑に行われるよう、専用の部屋を新たに設置することが必要である。

④ 部屋の配置による不具合等

事務スペースと相談室や判定室・待合室との距離が離れていることから、業務効率の向上を図るため、同一フロアへ配置する必要がある。

(6) 精神保健福祉センター

① 待合室

知的障害者更生相談所と共有となっているほか、精神保健福祉に関する普及啓発スペースを兼ねているため、相談者のプライバシーの保護や、相談者間のトラブルに起因する他の相談者への影響などの問題が生じていることから、専有のスペースを確保する必要がある。

また、広い部屋で不安定になる精神症状を持つ相談者に配慮し、適切な広さのスペースを別途整備する必要がある。

② 相談室

相談中に不穏状態となった場合の離脱用ドアや緊急ベルなどが未設置であることから、職員の安全を確保するための設備を設置する必要がある。

③ 精神保健福祉に関する普及啓発スペース

待合室の一角を使用しているため、相談者等がいる場合には立ち入ることが難しく、また、スペースが狭く、提供できる情報量も限られるため、一般住民がいつでも自由に入出りできるスペースを確保する必要がある。

④ 来談者の安全確保

精神保健福祉センターは現在4階に設置されているため、来談者の飛降りのリスク等を考慮し、低層階へ設置する必要がある。

2 県民生活センター

(1) 改築整備の必要性

建築してから39年が経過し、施設設備の老朽化により営繕工事の費用が高んできており、今後、大規模修繕などの費用負担が見込まれる。

現行の公共施設等総合管理計画においては、現有施設を改修しながら維持していくこととしているが、単独公所として施設設備を維持するためには経費負担が大きいことから、機能に見合った施設規模として整備を行い、維持管理コストを低減する必要がある。

また、消費生活に係る情勢の変化に伴い、環境再現室や機械制御室等が遊休化しているほか、消費者団体等の活動内容の変化や設備の老朽化等により、調理室やグループ活動室の利用が低調となっており、施設内設備の廃止又は縮小等の見直しを行う必要がある。

【参考：平成以降における主な営繕工事の実施状況】

(単位：円)

年度	工事名	工事費
H7	施設改修工事（屋根防水、外壁補修ほか）	25,910,680
H8	環境再現室冷却設備改修工事	9,927,140
H12	冷暖房設備工事	53,302,200
H19	蓄熱層加熱制御装置修繕（ボイラー）	525,000
H19	マルチ暖房機交換（くらしの実習室）	955,500
H22	機械設備改修工事	5,346,600
H22	テスト室等改修、電灯等拡充ほか	22,398,600
H24	非常用自家発電設備取替工事	9,522,900
H24	身体障がい者用トイレ改修工事	693,000
H25	防水工事	4,231,500
H27	高圧気中開閉器更新	677,484
H29	真空遮断器交換	756,000
H29	電話交換機交換	2,160,000
H30	ボイラー部品交換	847,800

年度	工事名	工事費
R2	研修室及び大ホール空調設備交換修繕	5,929,000
R3	外周フェンス交換等修繕	957,000
R4	自動火災報知設備受信機交換修繕	995,500
R4	事務室等空調設備交換修繕	6,820,000

(2) 消費生活相談のデジタル化への対応

現在、消費者庁において、消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報を蓄積する全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET（パイオネット））を刷新し、消費生活相談のデジタル化に向けた新システムの導入や自治体間の広域連携体制を構築するための検討を行っているため、国の動向を注視しながら、デジタル化に対応した環境を整備する必要がある。

(3) 電話相談の増加による執務スペースの狭隘化

電話相談対応について、相談員間のスペースが狭く、相談者の声が聴き取りにくい等の支障が生じており、相談者のプライバシー確保に配慮した執務スペースを整備する必要がある。

IV 改築整備の基本方針

1 共通事項

(1) 基本的な考え方

本県の「ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、高齢者、障がい者、妊産婦、子ども、外国人、性的マイノリティ、けがや病気を持つ方など誰が使っても違和感がなく、自然に受け入れられるユニバーサルデザインや、個人の多様性にも根差し、全ての方々が共に利用できるインクルーシブの視点を取り入れた施設・設備とする。

(2) 整備方針

① 防災等の視点に立った安全な施設の構造

- ア 法令に適合した消防設備を備えるとともに、耐震性の高い構造や災害時の避難経路の確保など、災害に強い安全性の高い施設とする。
- イ 施設設備に起因する事故の危険性を抑止する施設の構造とする。
- ウ 感染予防など施設内の衛生環境に配慮した施設とする。

② 経済性や効率性の視点に立った施設の構造

- ア 各施設・機能の共有化や保守管理の省力化に配慮するなど、汎用性が高く、長期にわたって使用することが可能な構造とする。
- イ 合理的かつ効率的な動線を確保するなど、利用者や職員が使用しやすい構造とする。
- ウ 光熱費などの維持管理費用や、屋根・外壁などの修繕費用の低減に配慮した施設・設備とする。

③ 脱炭素化等への取組

- ア 地球温暖化の大きな要因になっている二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出を抑えるため、「県有施設等の脱炭素化に向けた基本方針」（令和5年10月策定）に基づき、建築物の50%以上の省エネ（Zeb Ready 相当以上）を図るとともに、再生可能エネルギーを導入し、脱炭素に資する施設とする。
- イ 建物の高さや形状・色などについて、周辺環境や景観に配慮する。

2 福祉総合相談センター

(1) 利用者の視点に立った施設の構造

- ① 来所する相談者のプライバシーや障がいの特性に配慮しながら、多様な相談内容や相談件数に応じた相談室等を十分に確保する。
- ② 一時保護所においては、様々な背景を持つ利用者の個別性を尊重した適切な支援ができる環境を整備するとともに、過度な閉鎖性を排除しつつ、外部からの不当な侵入やプライバシー侵害を防止し、利用者が安全・安心を感じることができる生活空間を確保する。

(2) 関係機関との連携強化と支援体制の充実

複雑化・困難化している児童虐待相談などの多様な相談に適時適切に対応するため、関係機関との連携に配慮した施設の構造とする。

(3) 執務スペースの狭隘化の解消

相談件数の増加や業務内容の拡大等に伴う将来的な職員の増員に対応できるよう、執務スペースを確保する。

3 県民生活センター

(1) 相談者や利用者に配慮した施設の構造

- ① 来所や電話による相談者が安心して相談できるよう、プライバシーや感染症対策等に配慮するとともに、消費生活に関する情報や啓発活動に利用者がアクセスしやすい環境を整備する。
- ② 高齢者や障がい者などの相談者が消費トラブル以外に生活上の課題を抱えている場合に、必要に応じ福祉関係窓口につなぐ等の総合的な支援に配慮した施設の構造とする。

(2) デジタル化や人材育成への配慮

- ① 今後の消費生活相談のデジタル化に対応した、新システムの整備等に円滑に対応することが可能な環境を整備する。
- ② 複雑化・複合化する相談内容に対応するため、県内の消費生活相談員の資質向上や弁護士等の専門家との連携強化に向けた環境を整備する。

(3) 消費者教育や消費生活の啓発の拠点としての機能の確保

- ① 消費者教育や情報発信、講座等を効果的に実施できるほか、啓発や講座等の資料作成や保管・展示が可能な施設の構造とする。
- ② 消費生活関係機関や消費者団体、消費生活に関心を寄せる企業等が、センター実施事業への参画や連携を図ることができる環境を整備する。

V 改築整備の基本計画

1 整備予定地

(1) 基本的な考え方

整備予定地は、以下の要件を考慮し、旧岩手県立盛岡短期大学跡地内に整備することとした。

- ① 同一敷地内に整備予定の盛岡市所管施設と一体となった公的福祉機関の拠点形成が図られること。
- ② 現所在地から近距離にあり、医療機関や警察など関係機関との現行の連携体制が維持され、緊急時の迅速な対応が可能であること。
- ③ 県有地であるため土地の取得費用が不要であり、必要な面積が確保できること。

(2) 整備予定地の概要

所在地	盛岡市住吉町 110 番 2 他 (旧岩手県立盛岡短期大学跡地)
敷地面積	16,989.37 m ² の一部 (約 7,000 m ²)
用途地域	第一種住居地域※
建ぺい率	60%
容積率	200%
防火地域	準防火地域

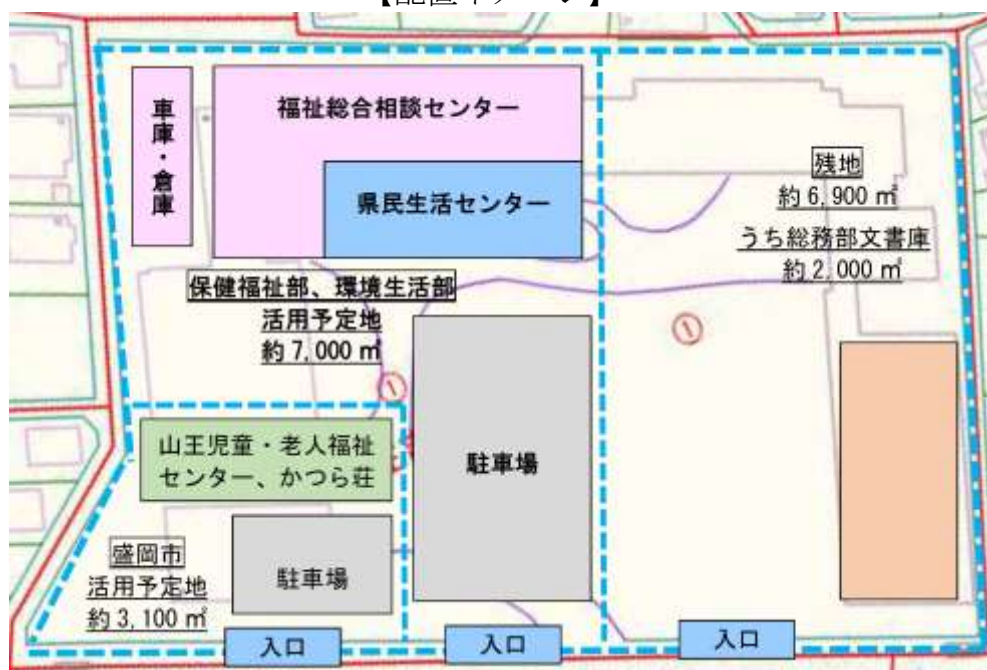
※ 法令上「公益上必要な建築物に類するもの」に該当するため、当該用途地域への建築は可能であること。

(3) 移転整備地の状況

旧岩手県立盛岡短期大学跡地は、岩手県庁から東へ約 1 km の場所に位置し、国道 4 号や盛岡バスセンターに近接しており、交通アクセスは良好である。

また、盛岡東警察署や医療機関が近隣に立地しており、関係機関等と連携を図る上での利便性も高い。

【配置イメージ】



※ 今後の調整により変更となる場合あり

2 施設の規模等

(1) 基本的な考え方

県民・個人に関する福祉・消費生活分野の相談機能のワンストップ化により、県民の利便性の向上等を図るため、福祉総合相談センターと県民生活センターを複合施設として移転・集約し、現時点で想定する建物の総延床面積は、4,900 m²程度と見込む。

なお、面積については、基本設計の段階で変更があり得るものである。

また、利用者の安全やプライバシーの確保を図る観点から、福祉総合相談センターと県民生活センターとの動線を分離するとともに、各機関に専有の設備を整備し、動線が交差しないよう配慮した施設の構造とする。

(2) 想定する施設面積の概要

区 分	面積 (m ²)			主な諸室
	現状	改築後	増減	
福祉総合相談センター	3,340.57	4,459.83	1,119.26	
児童相談所	789.97	1,444.78	654.81	事務室、相談室、待合室、医学判定室、心理判定室、心理療法室、一時保護所(居室、学習室、屋内運動場等) 他
婦人相談所	89.83	368.20	278.37	事務室、相談室、判定室、一時保護所(居室、保育・遊戯室等) 他
身体障害者更生相談所	92.24	44.07	▲48.17	医学判定室
知的障害者更生相談所	57.43	159.62	102.19	相談室、判定室、プレイルーム 他
精神保健福祉センター	285.07	344.22	59.15	事務室、相談室、診察室、デイケアルーム 他
入居団体	623.91	194.96	▲428.95	事務室、相談室
共用部(廊下等)	1,402.12	1,903.98	501.86	大会議室、中会議室、小会議室、機械室、車庫 他
県民生活センター	2,065.30	452.25	▲1,613.05	
県民生活センター	1,991.80	411.85	▲1,579.95	事務室、相談室、研修室 他
入居団体	73.50	40.40	▲33.10	事務室
小 計	5,405.87	4,912.08	▲493.79	

(3) 各機関の整備の基本的な考え方

ア 福祉総合相談センター

(7) 児童相談所

相談件数の増加に対応した相談室の設置や相談の可視化に必要な設備、集団療法に対応した療法スペース等を整備する。

また、一時保護所については、様々な背景を持つ児童に対して個別的な対応が可能な環境を確保するため、児童居室の個室化や運動スペース等を整備する。

(イ) 婦人相談所

相談者の秘匿性を確保するため、専用の相談室等を整備するとともに、同伴乳幼児の健全育成等の確保に配慮し、保育・遊戯スペース等の設備を整備する。

(ウ) 身体障害者更生相談所

身体障がい者の医学判定等を行うためのスペースを確保する。

(エ) 知的障害者更生相談所

車いす、バギー利用者等の所内での円滑な移動や、行動観察や各種判定の適切な実施などが図られるよう、十分なスペースを確保する。

(オ) 精神保健福祉センター

相談者間のトラブルによる他の相談者への影響を防ぐため、専用の相談室等を整備するとともに、相談者が不穏状態となった場合の職員の安全性を確保するため、離脱用ドアや緊急ベルなどの設備を整備する。

イ 県民生活センター

県内の消費生活センターの支援機能を充実するため、相談室及び研修室を配置するとともに、消費生活相談のデジタル化に必要な環境を整備する。

なお、遊休化又は利用が低調な設備については、廃止・縮小する。

ウ 入居団体

多様化・複合化する県民ニーズへの対応において、現入居団体との連携は不可欠であり、相談支援機能の強化を図るため、引き続き入居スペースを確保する。

3 整備内容

(1) 基本的な考え方

- ・ 施設の構造及び設備は、「障害者総合支援法」や「障害者支援施設設置基準条例」、「児童福祉法」、「障害児入所施設設置基準条例」など各法令上の基準によるものとする。
- ・ 耐火構造物又は準耐火構造物とし、防火設備の整備、避難路の確保など防災について十分配慮したものとする。

- ・ 施設内・敷地内のユニバーサルデザイン化や、わかりやすい建物・諸室の配置など、利用者の利便性や安全性等に配慮した構造・設備とする。
- ・ 日照、採光、換気等について、利用者の保健衛生に十分配慮した構造・設備とする。
- ・ 行動障がい等を有する利用者に対応するため、壁や窓ガラス等については、一定の強度が確保されたものを使用することとし、床や壁の素材、コンセントやスイッチ類の配置・仕様についても安全性に配慮したものとする。

VI 整備スケジュール

現時点で想定している整備スケジュールは次のとおりであり、令和9年度中の供用開始を目指し、計画を進めていく。

